

島根県報

第一、四七五号

平成十五年六月三日

(火曜日)

告示

目次

- 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 一
- 土地改良法の規定に基づく工事完了の届出(二件) (農村整備課) 一
- 島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部 (水産課) 二
- 改正 (水産課) 二
- 島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部 () 三
- 改正 () 三
- 島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正 () 三
- 公有水面埋立免許の出願 (漁港漁場整備課) 四
- 国土調査の指定 (用地対策課) 四
- 公告 (薬事衛生課) 五
- 平成十五年度毒物劇物取扱者試験の実施 (都市計画課) 六
- 都市計画変更の図書の縦覧 (都市計画課) 六

告示

島根県告示第五百十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年六月三日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 社会福祉法人 千鳥福祉会	指定した 事業	事業所の名称 千鳥福祉会ケアセ ンター大空	事業所の所在地 松江市東持田町 一四一五番地	指定年月日 平成十五年六月 一日
---------------------------	------------	-----------------------------	------------------------------	------------------------

島根県告示第五百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年六月三日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
松江市土地改良区	熊山地区農道事業(地すべり関連事業)	平成十五年三月二十五日
	上寄地区農道事業(地すべり関連事業)	平成十五年一月三十一日
	仲田下地区用排水施設事業(ため池等整備事業)	平成十五年二月十四日

島根県告示第五百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年六月三日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
能義郡広瀬町土地改良区	宮の谷地区区画整理事業 (基盤整備促進事業)	平成十五年三月二十日
	牧谷東地区区画整理事業 (非補助土地改良事業)	平成十五年三月二十日
	八方原地区区画整理事業 (非補助土地改良事業)	平成十五年四月十日

島根県告示第五百十五号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱(平成十三年島根県告示第一百六十七号)の一部を次のように改正する。

平成十五年六月三日

島根県知事 澄田信義

別表第二中

年一・二五パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年一・二五パーセント)	年一・〇五パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年一・〇五パーセント)	年一・二五パーセント	年〇・五パーセント	年〇・五パーセント
年一・二五パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年一・二五パーセント)	年一・〇五パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年一・〇五パーセント)	年一・二五パーセント	年〇・五パーセント	年〇・五パーセント

年一・二五パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年一・二五パーセント)	年一・〇五パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年一・〇五パーセント)	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント
年一・二五パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年一・二五パーセント)	年一・〇五パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年一・〇五パーセント)	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント

年一・二五パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年一・二五パーセント)	年一・〇五パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年一・〇五パーセント)	年一・二五パーセント	年〇・六五パーセント	年〇・六五パーセント
年一・二五パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年一・二五パーセント)	年一・〇五パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年一・〇五パーセント)	年一・二五パーセント	年〇・六五パーセント	年〇・六五パーセント

に

を

年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント
年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント
年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント
年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント
年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント

改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年六月三日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年五月二十三日以後に貸し付けられた別表第一の上欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第五百十六号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第一百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成十五年六月三日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中

年〇・九パーセント以内
年一・〇パーセント以内
年〇・九パーセント以内

を

年〇・七パーセント以内
年〇・八パーセント以内
年〇・七パーセント以内

に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年六月三日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年五月二十三日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第五百十七号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年六月三日

島根県知事 澄 田 信 義

第五条第二号中「〇・九パーセント」を「〇・七パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年六月三日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年五月二十三日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第五百十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の申請があつたので、同法第三条第一項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から三週間一般の縦覧に供する。
平成十五年六月三日

島根県知事 澄田信義

一 出願人

松江市殿町一番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

二 埋立区域及び埋立に関する工事施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

簸川郡大社町大字杵築北三五四三番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点 大社漁港漁港原点(北緯三五度二四分一三・一三秒、東経一三二度三九分五九・三四秒)から二七度四九分三三秒、三五二・七一メートルの地点

の地点より一〇九度〇二分〇三秒、七・三〇メートルの地点

の地点より一九九度〇二分〇三秒、三・一〇メートルの地点

の地点より一〇九度〇二分〇三秒、一〇一・七二メートルの地点

の地点より一九度〇二分〇三秒、三・一〇メートルの地点

の地点より一〇九度〇二分〇三秒、一・〇〇メートルの地点

の地点より一九九度〇二分〇三秒、二二・〇〇メートルの地点

の地点より二八九度〇二分一一秒、一一〇・〇二メートルの地点

(3) 面積

一九九五・一四平方メートル

2 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

簸川郡大社町大字杵築北三五四三番地及び三五四三番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 大社漁港漁港原点(北緯三五度二四分一三・一三秒、東経一三二度三九分五九・三四秒)から二四二度五二分二六秒、一六三・六六メートルの地点

イの地点 アの地点より一〇九度〇〇分二七秒、一五五・六八メートルの地点

ウの地点 イの地点より一九八度五九分〇〇秒、一三七・〇五メートルの地点

エの地点 ウの地点より二八八度五四分三六秒、一五五・六三メートルの地点

(3) 面積

三六・九一九・六一平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

四 出願年月日

平成十五年五月二十二日

五 閲覧場所

農林水産部漁港漁場整備課、松江水産事務所及び大社町役場

島根県告示第五百十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十五年六月三日

島根県知事 澄田信義

国土調査として 指定した年月日 平成十五年五月二 十二日	調査を行う 者の名称 吉 田 村	調 査 地 域 吉田村大字吉田字菅谷	調 査 期 間 告示の日から平成十五 年九月三十日まで
---------------------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------------------

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）の規定により、平成十五年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成十五年六月三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 試験日時

平成十五年七月二十四日（木）午前九時三十分から午後零時十分まで

二 試験場所

松江会場 松江市東津田町一七四一番地一 松江合同庁舎
 大田会場 大田市長久町長久八七番地一 大田集合庁舎
 浜田会場 浜田市片庭町二五四番地 浜田合同庁舎

三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

- 1 筆記試験
- ア 毒物及び劇物に関する法規
- イ 基礎化学
- ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては

同規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）

五 受験願書の請求先

住所地为管轄する健康福祉センター（隠岐郡については隠岐支庁健康福祉局）に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒六九〇・〇八八七松江市殿町百二十八番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、八十円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 受験願書の受付期間

平成十五年六月四日（水）から同年六月十七日（火）まで

なお、郵送の場合は、六月十七日付けの消印のあるものまでを有効とする。

七 受験願書等の提出先

住所地为管轄する健康福祉センター（隠岐郡については隠岐支庁健康福祉局）へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

八 提出書類

1 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和五十一年島根県規則第五十一号）第十二号様式によること）正副二通

2 写真（出願前六月以内に撮影した正面上半身 脱帽、縦五センチメートル、横四センチメートルのもの）を、受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和二十六年島根県告示第二百号）第二号様式によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの一通

九 受験手数料

一万五百円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。
 この収入証紙には、消印しないこと。
 なお、納付された受験手数料は返還しない。

十 合格者の発表

平成十五年八月二十九日（金）に島根県庁前の掲示板、隠岐支庁及び各健康福祉セン

毎週火・金曜日発行

ターに掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

十一 その他

この試験についての問い合わせは、最寄りの健康福祉センター（隠岐郡については隠岐支庁健康福祉局）又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事係（電話（松江）二二・五二五九）にすること。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十五年六月三日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

六日市都市計画ごみ処理場

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

平成十五年六月三日印刷
平成十五年六月三日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町
松江学園南
松島根県庁
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）